

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年（2012年）5月28日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例

宝塚市立病院条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立病院条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(診療料金)</p> <p>第4条 診察料、入院料、処置及び手術料、投薬料その他診療に要する費用(以下「診療料金」という。)は、次の区分により算定した額とする。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他別に病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める法律により療養給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により医療給付を受ける者(同法に基づく基準の例によるとされる者を含む。)については、<u>診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)</u>及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費等算定基準」という。)に基づき算定した額</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(診療料金)</p> <p>第4条 診察料、入院料、処置及び手術料、投薬料その他診療に要する費用(以下「診療料金」という。)は、次の区分により算定した額とする。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他別に病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定める法律により療養給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により医療給付を受ける者(同法に基づく基準の例によるとされる者を含む。)については、<u>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)</u>及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費等算定基準」という。)に基づき算定した額</p> <p>(2)～(4) 略</p>